

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	後期高齢者医療保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町長

## 公表日

令和7年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>「高齢者の医療に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約」に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 資格管理業務            ①被保険者証の即時交付申請 ②住民基本台帳等の取得 ③被保険者資格異動</p> <p>2 賦課・収納業務            ①保険料賦課 ②保険料収納管理</p> <p>3 給付業務</p> <p>4 前各項に掲げる事務に付随する事務</p> <p>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療保険システム【市町村版】、住民基本台帳システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢システムファイル・宛名ファイル・収納消込システムファイル・滞納管理システムファイル・口座システムファイル・後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27、105、106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 松田 広美	保険年金課長 岡崎 弘晃	事後	①重要な変更に当たらない。 組織変更による軽微な修正の
平成30年7月2日	II-1 対象人数	平成27年8月19日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
平成30年7月2日	II-1 取扱者数	平成27年8月1日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 岡崎 弘晃	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	II-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	II-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	II-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	II-1 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年8月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事前	
令和3年8月19日	II-1 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和3年8月19日	II-1 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和7年2月18日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(31の項)	番号法第9条第1項別表85の項	事後	
令和7年2月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二(47、48の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27、105、106、107の項	事後	
令和7年2月18日	II-1 対象人数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	II-1 取扱者数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	VI-8 人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	VI-11 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更